

## 2. 計画の目標と基本方針

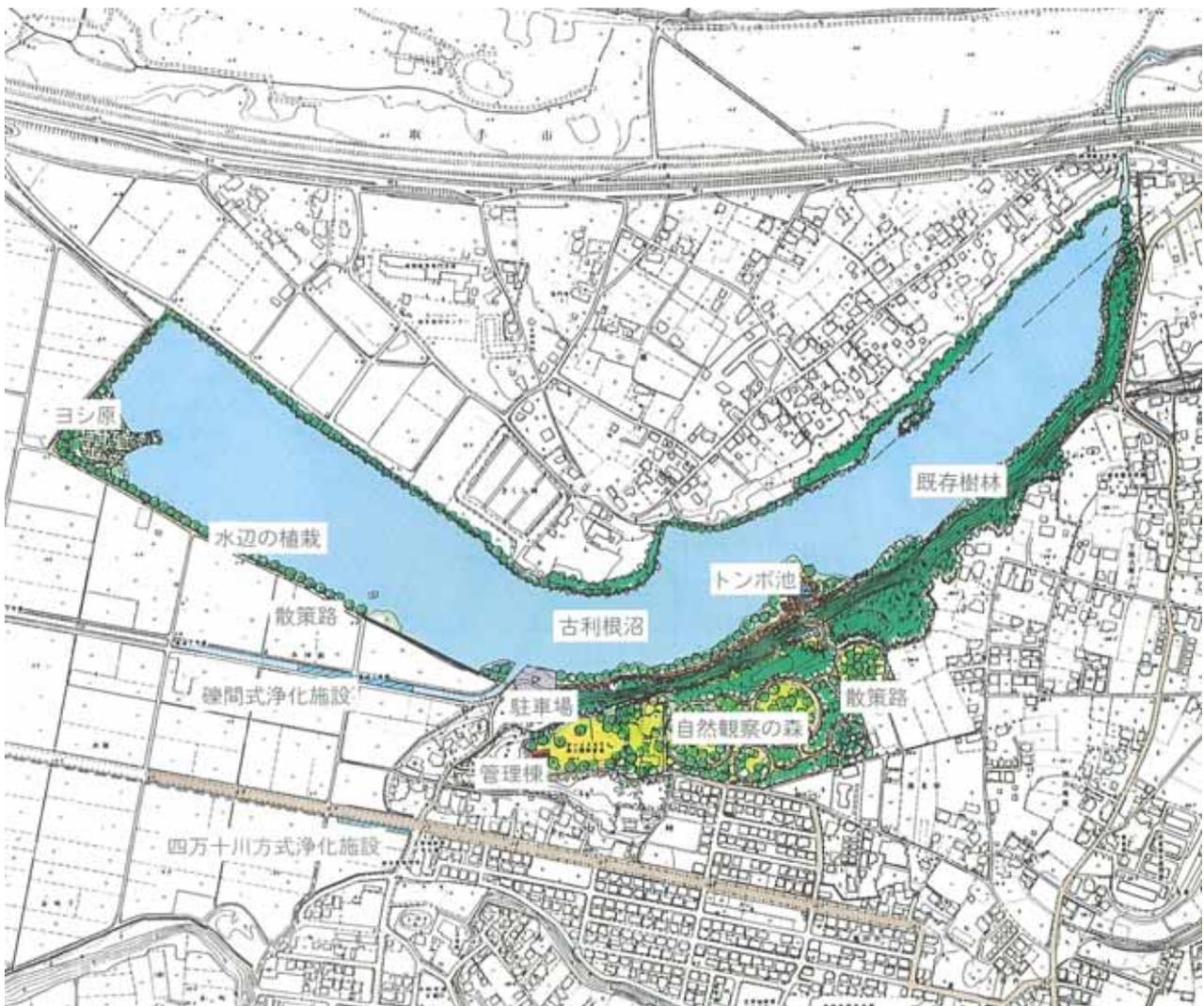
### 1) 「古利根沼周辺整備構想」の概要と策定後の経過

計画の前提条件として、「古利根沼周辺整備構想」策定後の経過について整理します。

#### (1) 「古利根沼周辺整備構想」の概要

「古利根沼周辺整備構想」は、今後の古利根沼とその周辺の保全のあり方や、活用・管理の方針等の基本的な方向を示すために、平成9年度に策定しました。

図 古利根沼周辺整備構想図

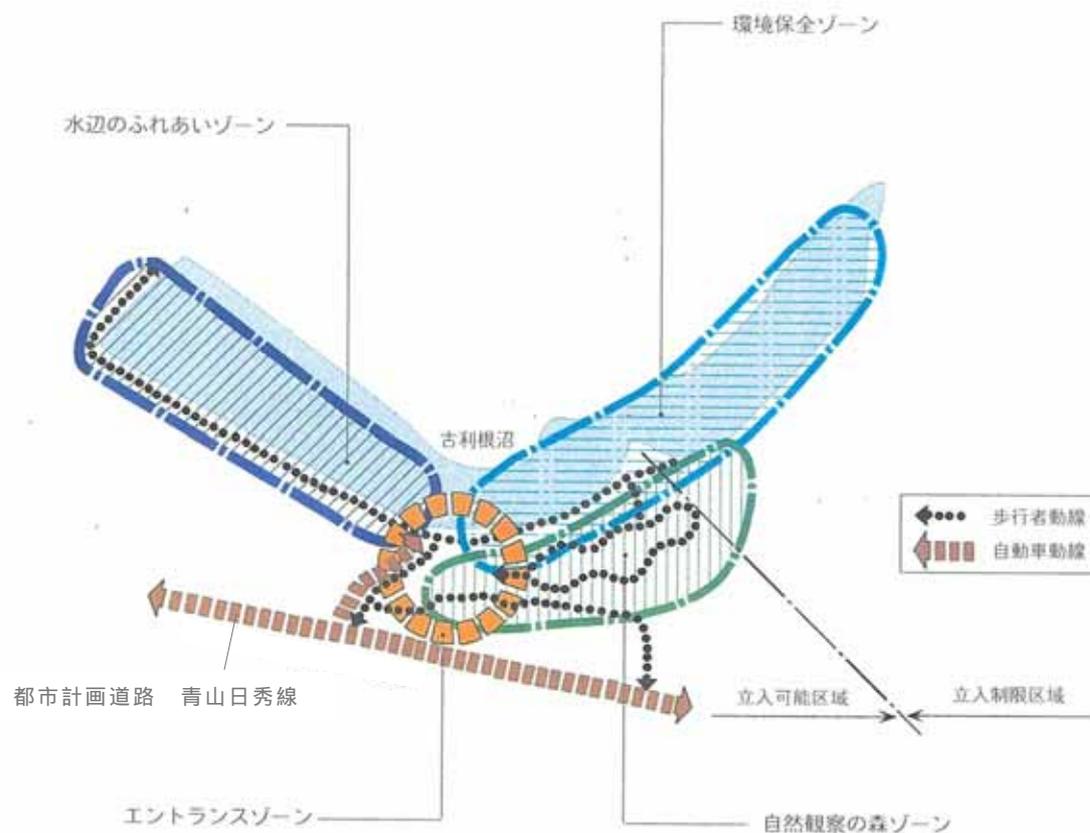


「古利根沼周辺整備構想」のゾーニングと施設等の整備イメージは次のとおりです。

表 ゾーニングと施設イメージ

ゾーニング	ゾーンイメージ	施設等の整備イメージ
環境保全ゾーン	立入制限により貴重な自然環境を保全する	既存樹林、トンボ池等
自然観察の森ゾーン	自然体験や自然観察のフィールドとして樹林地の保全及び活用を図る。	既存樹林、植栽、散策路、管理棟等
エントランスゾーン	古利根沼への玄関口として利用者へのサービスや管理を行う。	駐車場、進入道路等
水辺のふれあいゾーン	水辺と農地の景観を活かし、水辺での活動、生態系の観察を行う。	水辺の植栽、ヨシ原の保全、散策路等

図 ゾーニング



## (2) 策定後の経過

「古利根沼周辺整備構想」策定の後、現在に至るまでの関連事項をゾーンごとに整理すると次のようになります。

表 構想策定後の経過

ゾーン	構想策定後の経過
環境保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度に「関東の富士見百景」(国土交通省関東地方整備局)に選定された</li> <li>平成17年度からは、みどりのボランティアにより、沼べりの清掃・ササ刈等が実施されている</li> </ul>
自然観察の森ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成10年度に樹林地を買収</li> <li>平成10年度に「古利根公園整備計画」策定</li> <li>平成11年度からみどりのボランティアの協力により森の整備が進められる</li> <li>平成11年度末に古利根公園「自然観察の森」として開設</li> </ul>
エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度から、みどりのボランティアによる清掃が実施されている</li> </ul>
水辺のふれあいゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度に沼買収後、当面の危険防止のため、木柵設置</li> </ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度に「我孫子市保全緑地等の管理に関する条例」制定</li> </ul>

## (3) 古利根公園と管理棟(ネイチャーセンター)について

古利根公園「自然観察の森」については、平成11年3月に「古利根公園整備計画」を策定しました。同年11月からは、「古利根公園みどりのボランティア」として市が公募した市民による維持管理作業がはじまり、多様な生態系をめざした森づくりが順調に進んでいます。

なお、「古利根沼周辺整備構想」に位置づけられていた管理棟(ネイチャーセンター)については、「利根川水辺プラザ整備計画」(平成13年11月策定)で整備予定の利根川ゆうゆう公園のネイチャーセンターに統合するものとなりました。

古利根沼南の樹林地のうち、平成8年度に約1.2haを市が買収し、さらに平成9年度には大蔵省所有地1.1haのうち2/3を買収し、残り1/3を無償貸付されています。このほか、借地約0.6haを含めて全体で約2.9haが、平成17年度末現在の古利根公園の面積です。

## 2) 計画の目標と基本方針

古利根沼は、利根川の旧河道であったという歴史を持ち、沼となってからも、釣りや散策など、多くの人に親しまれてきました。

砂利の採掘や市街化の進展によって、かつての水域の環境は損なわれていますが、水が澄んでいたころの記憶は人々の心に今も鮮明に残っています。また、沼の環境を守り、改善していくためのボランティア活動への参加や、自然観察を続けている人も市の内外にいます。

そうした人々の思いや活動をひろげ、我孫子市に残された貴重な自然環境の資産を、人と共存する空間として創出し、後の世代に残していくことを目指します。

上記の現状や理想を踏まえ、「古利根沼周辺整備構想」に掲げた次の目標を、本計画の目標とします。

緑にかこまれ 鳥が舞う <sup>いのち</sup>生命をはぐくむ古利根沼

サブテーマ

古利根沼の保全と環境創出・学習の拠点づくりー

計画の目標をふまえ、自然環境の保全・回復、古利根沼らしい景観の保全・創出、人と自然とのふれあいの視点から、次の3点を基本方針とします。

水質浄化・保全については、公共下水道整備、流入水の浄化対策などを総合的に進めるとともに、取手市との連携を図っていきます。

### ◆ 自然環境の保全・回復

豊かな生態系を育む、古利根沼の自然環境を保全・回復する

### ◆ 古利根沼らしい景観の保全・創出

水面・水辺と斜面林が一体となり、かつての利根川の面影を残す貴重な旧河道であることを後の世代に伝えていけるような景観を保全・創出する

### ◆ 人と自然とのふれあい

人が安全に、森や水辺で憩い、環境学習・体験できる場をつくる

基本方針をふまえて、保全・整備についての考え方を次のように整理します。

( 1 ) 自然環境の保全・回復

- ・ 水面・水辺・斜面林・台地林のつながりが、豊かな生態系をはぐくむ貴重な場所であることを、市民の共通認識とし、保全していきます。
- ・ 動植物の生態系を守ることを優先すべき場所においては、原則として人の立入を制限することによって環境を保全します。
- ・ 具体的な工法の選定などに際しては、自然環境に配慮したものとします。

( 2 ) 古利根沼らしい景観の保全・創出

- ・ 水面・水辺と斜面林が一体となった沼の東側の景観を保全します。西側は、岸辺に緑を増やすなど景観の向上を目指します。
- ・ 具体的な工法の選定などに際しては、基本方針の、かつての利根川の面影を残す、古利根沼らしい景観の考え方を尊重します。

( 3 ) 人と自然とのふれあい

○活用

- ・ 自然環境に配慮しつつ、散策など森や水辺で憩える場を整備します。
- ・ 自然観察や体験の場と機会を充実し、自然への関心と理解を広げ、深めていきます。

維持管理

- ・ 市民参加により、自然環境の保全や回復に向けた維持管理活動を行います。
- ・ 利活用にあたってのルールが守られるよう、利用者の意識向上を図ります。